

写

辞任願

今般、予算特別委員会委員を

辞任したいので、委員会条例第十二条の規定により、  
許可されるようお願い出ます。

令和 8年 2月 26日

予算特別委員会委員

鹿 浜 昭

印

足立区議会議長 ただ 太郎 様

令和 8 年第 1 回足立区議会定例会議事日程 第 4 号

令和 8 年 2 月 2 7 日 午後 1 時開議

- 第 1 第 1 号議案 令和 7 年度足立区一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 第 2 第 2 号議案 令和 7 年度足立区国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 第 3 号議案 令和 7 年度足立区介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 第 4 号議案 令和 7 年度足立区後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 第 9 号議案 足立区組織条例の一部を改正する条例
- 第 6 第 3 3 号議案 足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 第 3 5 号議案 区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 8 第 3 9 号議案 本庁舎北館大規模改修工事第 2 期請負契約
- 第 9 第 4 0 号議案 本庁舎北館大規模改修電気設備工事第 2 期請負契約
- 第 1 0 第 4 1 号議案 本庁舎北館大規模改修機械設備工事第 2 期請負契約
- 第 1 1 第 4 2 号議案 庁舎ホール床機構制御システムの更新について
- 第 1 2 第 4 3 号議案 遮熱レースカーテンの購入について
- 第 1 3 第 4 4 号議案 災害用備蓄包括管理事業について
- 第 1 4 第 3 2 号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 第 3 6 号議案 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 第 1 7 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について
- 第 1 7 第 1 8 号議案 足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 第 1 8 予算特別委員会委員の選任について

令和 8 年 2 月 2 7 日

足立区議会議長

た だ 太 郎

# 議会運営委員会報告資料

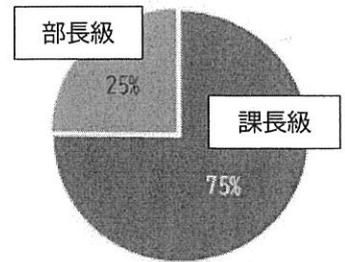
令和8年2月27日

件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケートの集計結果について
所管部課名	総務部総務課
内容	<p>政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケートの集計結果を、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li><b>1 実施目的</b> 令和7年10月20日に政党機関紙の勧誘・配達・集金についての陳情が足立区議会で採択されたこと、及び全国的に区市町村庁舎内での政党機関紙の勧誘行為が議論になっていることを受けて、今後の対応の検討にあたり実態を把握する目的で、アンケート調査を実施</li><li><b>2 実施期間</b> 令和7年12月5日（金曜日）から12月26日（金曜日）</li><li><b>3 実施方法</b> グループウェアのアンケート機能を利用（完全無記名方式）</li><li><b>4 対象者</b> 公社等派遣を除く各部室局の管理職132名</li><li><b>5 回答数</b> 117名（回答率88.6%）</li></ol>

## 6 集計結果

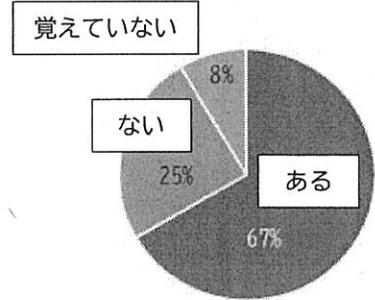
【問1】あなたの職層をお答えください。

課長級	88名(約75%)
部長級	29名(約25%)
合計	117名



【問2】足立区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

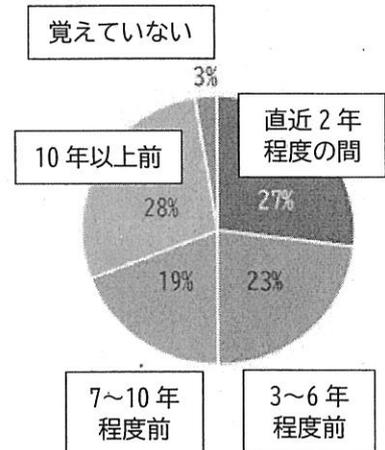
ある	78名(約67%)
ない	29名(約25%)
覚えていない	10名(約8%)
合計	117名



【問3】勧誘を受けたことがある方のみお答えください。

勧誘を受けた時期はいつ頃ですか。※ おおよその時期で回答

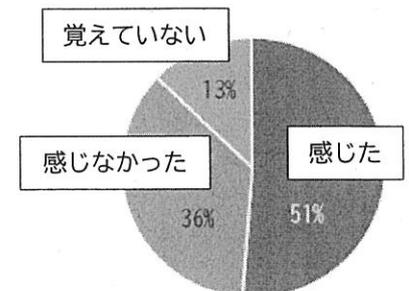
直近2年程度の間	21名(約27%)
3~6年程度前	18名(約23%)
7~10年程度前	15名(約19%)
10年以上前	22名(約28%)
覚えていない	2名(約3%)
合計	78名



【問4】勧誘を受けたことがある方のみお答えください。

勧誘を受けた時、心理的な圧力を感じましたか。

感じた	40名(約51%)
感じなかった	28名(約36%)
覚えていない	10名(約13%)
合計	78名



【問5】 政党機関紙の庁舎内勧誘について、ご意見等があればお書きください。

(1) 回答者数：61名

(2) 意見要旨：下表のとおり

No.	意見要旨	意見数
1	勧誘を断りたい、購読をやめたいと思うが、言い出すことが困難である。	27
2	庁舎内での勧誘行為はやめるべきである。	12
3	購読や勧誘を断りやすい仕組みづくりをしてほしい。	7
4	購読を断った(止めた)。	4
5	購読する、しない、は自分で判断すればよい。	4
6	個人情報や機微情報保護の観点から、配達等で執務室へ自由に入室する状況は是正すべきである。	3
7	購読の契約書の取り交わしや購読期間の区切りが無い。	3
8	「やむを得ない」「そういうもの」と慣習として受け止めている。	3
9	政党のリサーチ、情報収集等に活用している。	3
10	勧誘等に区議会議員が関わることに圧力を感じる。	2
11	業務上必要な場合は公費で購入すればよい。	2
12	その他 「先輩管理職から『購入が通常』と助言を受け購入継続」 「職場は公正・公平な環境であり、政治的な活動が影響を及ぼさないよう配慮が必要」 など	5
-	意見数合計	75

※ 1人の回答者が複数の内容の意見を回答している場合もあるため、回答者数(61名)と意見数合計(75件)は一致しない。

## 7 今後の方針(案)

- (1) 購読を解約しづらい、という職員が一定数いることから、解約希望者を総務部が取りまとめて解約申込する。
- (2) 業務上の情報収集等の目的で政党機関紙を必要とする部署は、公費購入を検討する。
- (3) 以下ア・イの理由により、庁内取締規則の改定は行わない。
  - ア 「足立区特定要求等への対応等に関する規程」第2条(3)イで、特定要求の定義の1つとして「正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせること、又は特定の者の権利の行使を妨げることがを求めること」と規定しており、心理的圧力を伴う勧誘があった場合も本規定に含まれるため。
  - イ すでに庁内取締規則の中には、勧誘活動は庁内取締責任者の許可を受けるとなっており、政党機関紙をあえて特別に記載する必要はないと考えるため。